

議案第 号

酒々井町水道給水条例及び酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

酒々井町水道給水条例及び酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

酒々井町長 小坂 泰久

酒々井町水道給水条例及び酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(酒々井町水道給水条例の一部改正)

第1条 酒々井町水道給水条例(昭和42年酒々井町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年酒々井町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 酒々井町水道給水条例及び酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

### ① 改正理由・内容

水道法の一部改正（令和 5 年 5 月 2 6 日法律第 3 6 号）により、酒々井町水道給水条例において同法を引用している関係条文の整理をしようとするもの。

#### 水道法の一部を改正する法律

水道法の一部が改正され、国の水道行政において水質又は衛生に関する事務権限が厚生労働大臣から環境大臣に、それ以外の事務権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管された。

#### 【酒々井町水道給水条例】

同条例第 5 条、第 32 条第 2 項ただし書き及び第 35 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの。

#### 【酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例】

同条例第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるもの。

### ② 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

酒々井町水道給水条例（昭和42年酒々井町条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給水装置の新設等の申請）</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（給水装置の新設等の申請）</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 （略）</p>

<p>(過料)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
---	---

酒々井町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年酒々井町条例第22号）

現行	改正後（案）
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>